

鳥獣保護管理部会 審議結果（令和 5 年度第 1 回）

（静岡県環境審議会 鳥獣保護管理部会）

1 鳥獣保護管理法に基づく猟区の維持管理に関する事務の委託について

（1）答申までの経過

- 令和 5 年 7 月 14 日 環境審議会へ諮問
 令和 5 年 7 月 19 日 鳥獣保護管理部会へ付託
 令和 5 年 7 月 19 日 鳥獣保護管理部会による審議
 令和 5 年 8 月 16 日 環境審議会による答申

（2）諮問内容及び審議結果

諮問内容	猟 区	西富士猟区
	委 託 者 (設置者)	富士宮市
	委 託 先	一般社団法人 全日本狩猟倶楽部
	委託内容	(1) 入猟者の案内に関する事務 (2) 猟区内の監視に関する事務 (3) 入猟承認料の徴収に関する事務 (4) 狩猟鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設の設置に関する事務 (5) 狩猟鳥獣の人工繁殖又は放鳥獣に関する事務 (6) 狩猟鳥獣の飼育に関する事務
	委託期間	令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで
審議結果	猟区の維持管理に関する事務の委託について、妥当である。	

2 【参考】鳥獣保護管理法

(猟区の管理)

第七十三条 国は、その設定した猟区内における狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため必要があると認めるときは、狩猟鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設の設置、その人工増殖その他の当該猟区の維持管理に関する事務を、環境大臣が中央環境審議会の意見を聴いて、指定する者に委託することができる。

2 前項の規定は、地方公共団体が設定する猟区について準用する。この場合において、同項中「環境大臣が中央環境審議会の」とあるのは、「都道府県知事が合議制機関の」と読み替えるものとする。

温泉部会審議結果 (令和5年度第1回)

(静岡県環境審議会 温泉部会)

1 温泉法に基づく土地掘削及び動力装置の許可申請について

(1) 答申までの経過

令和5年7月4日 環境審議会へ諮問

令和5年7月6日 温泉部会付託

令和5年7月27日 温泉部会審議

令和5年7月28日 環境審議会答申

(2) 諮問内容及び審議結果

番号	諮 問 内 容			審 議 結 果
	行為	掘削等の場所	概 要	
1	掘削	賀茂郡 東伊豆町稲取	保護地域 深度 290m 口径 80A	申請のとおり許可することが適当である。
2	動力装置	熱海市伊豆山	保護地域 エアリフトポンプ 7.5kw 205.20/分	申請のとおり許可することが適当である。
3	動力装置	熱海市桜木町	準保護地域 エアリフトポンプ 11kw 72.60/分	申請のとおり許可することが適当である。
4	動力装置	伊東市鎌田	保護地域 エアリフトポンプ 2.2kw 1350/分	申請のとおり許可することが適当である。
5	動力装置	伊豆の国市 古奈	保護地域 水中ポンプ 3.7kw 850/分	申請のとおり許可することが適当である。
6	動力装置	富士宮市内房	一般地域 水中ポンプ 7.5kw 1050/分	申請のとおり許可することが適当である。

2 【参考】温泉法

第一条(目的) この法律は、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
第三条(土地の掘削の許可) 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。
第十一条(増掘又は動力の装置の許可等) 温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。
第三十二条(審議会その他の合議制の機関への諮問) 都道府県知事は、第三条第一項、第四条第一項、第九条、第十一条第一項又は第十二条の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

○手数料：掘削申請 14万円、増掘申請 13万円、動力装置申請 11万円